

北海道告示第11387号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定により、令和6年度第3四半期自衛官候補生及び第3回一般曹候補生の試験期日及び試験場等を次のとおり定めた。

令和6年9月17日

北海道知事 鈴木 直道

1 試験期日

(1) 令和6年度第3四半期自衛官候補生

令和6年10月1日(火)から令和6年12月31日(火)までの間で担当の自衛隊地方協力本部が指定する日

(2) 令和6年度第3回一般曹候補生

ア 第1次試験 令和6年12月7日(土)から12月12日(木)までの間のうち指定する1日

イ 第2次試験 令和7年1月6日(月)から1月13日(月)までの間のうち指定する1日

2 試験場の名称及び位置

名 称	位 置	問合せ先	実施区分		
			自衛官 候補生	一般曹候補生	
				第1次試験 ※1	第2次試験
陸上自衛隊真駒内駐屯地	札幌市南区真駒内17	自衛隊札幌地方協力本部 011-631-5472	○	※2	○
陸上自衛隊島松駐屯地	恵庭市西島松308		○		
陸上自衛隊東千歳駐屯地	千歳市祝梅1016		○		
陸上自衛隊北千歳駐屯地	千歳市信濃724		○		
航空自衛隊千歳基地	千歳市平和無番地			※2	○
陸上自衛隊札幌駐屯地	札幌市中央区南26条西10丁目			※2	○
陸上自衛隊函館駐屯地	函館市広野町6-18	自衛隊函館地方協力本部 0138-53-6241	○	○	○
自衛隊函館地方協力本部	北海道函館市広野町6-25		○	○	○
レンタルホール&カルチャーセンターペアール乃木	函館市乃木町8-15		○	○	○
航空自衛隊八雲分屯基地	二世郡八雲町緑町34			○	
檜山振興局	檜山郡江差町陣屋町336-3			○	

名 称	位 置	問合せ先	実施区分		
			自衛官 候補生	一般曹候補生	
				第1次試験 ※1	第2次試験
陸上自衛隊旭川駐屯地	旭川市春光町国有無番地	自衛隊旭川地方協力本部 0166-51-6055	○	○	○
自衛隊旭川地方協力本部	旭川市春光町国有無番地		○	○	○
陸上自衛隊遠軽駐屯地	紋別郡遠軽町向遠軽272-1		○		
留萌地方合同庁舎	留萌市大町2丁目12		○		
上富良野町セントラルプラザ	空知郡上富良野町中町1丁目1-8		○		
陸上自衛隊名寄駐屯地	名寄市字内淵84		○		
陸上自衛隊帯広駐屯地	帯広市南町南7線31	自衛隊帯広地方協力本部 0155-23-5882	○	○	○
陸上自衛隊美幌駐屯地	網走郡美幌町字田中国有地		○	○	○
陸上自衛隊釧路駐屯地	釧路郡釧路町字別保112		○		○
自衛隊帯広地方協力本部	帯広市西14条南14丁目4			○	
北見地域事務所	北見市大通東3丁目12			○	
釧路地方合同庁舎	釧路市幸町10丁目3			○	

※1 上記にかかわらず、第1次試験は、自宅等においてWebでの受験が可能。

※2 自宅等におけるWebでの受験となる。

3 受験手続

(1) インターネットによる方法

自衛官募集ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdj/jieikanbosyu/>)からインターネット応募サイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を正しく入力し、応募受付期間中に送信すること。

応募受付期間中に本申込が完了した旨の電子メールが届かない場合は、応募受付期間中に必ず応募した自衛隊地方協力本部まで問い合わせること。

また、自衛官候補生志願者は、別途経歴評定に該当する資格・免許等の原本証明の写しを1部最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付すること。

(2) 郵送又は持参による方法

ア 書類の請求

志願書類は、最寄りの自衛隊地方協力本部において取り扱う。

志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4判)に切手を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求すること。その際、「自衛官候補生志願書類」又は「一般曹候補生志願書類」の請求であることを明記すること。

自衛官募集ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdj/jieikanbosyu/>)から志願書類を請求又はダウンロードすることもできる。

イ 提出書類及び提出先

次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付すること。

(ア) 志願票 1部(所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ること。)

(イ) 自衛隊受験票 1部(志願票と同じ写真を貼ること。)

(ウ) 返信用封筒(長形3号) 1部(宛名を明記し、返信用切手を貼ったもの。)

自衛官候補生志願者については、下記書類もあわせて持参又は送付すること。

(エ) 経歴証明 1部(経歴評定に該当する資格・免許等の原本証明の写しを提出すること。)

ウ 「自衛官候補生志願書類」は、受理後いかなる理由があっても志願書類は返却しない。

(3) その他

ア 志願書類の提出後、住所を変更したときは、速やかに志願書類を提出した自衛隊地方協力本部に連絡すること。

イ 受験のための交通費及び宿泊費は、自己負担となる。

ウ 「一般曹候補生志願書類」について、不正があった場合、受験を認められなかったり、合格や採用予定を取り消されることがある。

エ その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部に問い合わせること。